

平成17年第1回糸魚川市議会臨時会会議録 第2号

平成17年5月19日(木曜日)

議事日程第2号

平成17年5月19日(木曜日)

午前10時00分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号
- 日程第3 議案第2号
- 日程第4 議案第3号、議案第7号から同第9号まで、
議案第19号
- 日程第5 議案第4号及び同第6号
- 日程第6 議案第5号
- 日程第7 議案第10号から同第17号まで、議案第20号
- 日程第8 議案第18号
- 日程第9 議案第21号
- 日程第10 議案第22号
- 日程第11 議案第23号から同第27号まで
- 日程第12 議案第28号
- 日程第13 議案第29号
- 日程第14 議案第30号から同第32号まで
- 日程第15 議案第33号から同第35号まで

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号
- 日程第3 議案第2号
- 日程第4 議案第3号、議案第7号から同第9号まで、
議案第19号
- 日程第5 議案第4号及び同第6号
- 日程第6 議案第5号
- 日程第7 議案第10号から同第17号まで、議案第20号
- 日程第8 議案第18号
- 日程第9 議案第21号

- 日程第10 議案第22号
 日程第11 議案第23号から同第27号まで
 日程第12 議案第28号
 日程第13 議案第29号
 日程第14 議案第30号から同第32号まで
 日程第15 議案第33号から同第35号まで

応招議員 30名

出席議員 30名

1番	甲村聰君	2番	保坂悟君
3番	渡辺重雄君	4番	中村実君
5番	大滝豊君	6番	平野久樹君
7番	笠原幸江君	8番	田原実君
9番	五十嵐哲夫君	10番	松尾徹郎君
11番	保坂良一君	12番	高澤公君
13番	倉又稔君	14番	久保田長門君
15番	樋口英一君	16番	斉藤伸一君
17番	伊藤文博君	18番	伊井澤一郎君
19番	鈴木勢子君	20番	猪又好郎君
21番	古畑浩一君	22番	五十嵐健一郎君
23番	山田悟君	24番	池亀宇太郎君
25番	大矢弘君	26番	畑野久一君
27番	野本信行君	28番	関原一郎君
29番	新保峰孝君	30番	松田昇君

欠席議員 0名

説明のため出席した者の職氏名

市長	米田徹君	総務課長	本間政一君
企画課長	野本忠一郎君	財政課長	荻野修君
まちづくり課長	小掠裕樹君	市民課長	田上正一君
福祉事務所長	織田義夫君	健康増進課長	小林正雄君
商工観光課長	田村邦夫君	農林水産課長	渡辺和夫君
建設課長	吉岡隆行君	都市整備課長	神喰重信君

能生支所長	小林	忠君	青海支所長	山崎	利行君
会計課長	斉藤	隆嗣君	ガス水道局長	松沢	忠一君
消防長	白山	紀道君	教育長	土山	正夫君
教育委員会教育総務課長	黒坂	系夫君	教育委員会学校教育課長	長谷川	新平君
教育委員会生涯学習課長			教育委員会文化振興課長		
中央公民館長兼務	山岸	洋一君	歴史民俗資料館長兼務	田鹿	茂樹君
勤労青少年ホーム館長兼務			長者ヶ原考古館長兼務		
監査委員事務局長	広川	亘君	農業委員会事務局長	原	義男君

事務局出席職員

局長	霜越	東雄君	副参事	小林	武夫君
主任主査	佐藤	正巳君	主査	高野	一夫君

午前10時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、2番、保坂 悟議員、17番、伊藤文博議員を指名いたします。

日程第2．議案第1号

議長（松尾徹郎君）

日程第2、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

おはようございます。

ご説明を申し上げます。

議案第1号は、糸魚川市役所の位置を定める条例のほか、194の条例の制定についての専決処分の報告でありまして、糸魚川市の設置に伴い行政を運営する上においても必要な195の条例の制定をいたしたものであります。

専決処分した条例につきましては、合併前の各市町間において施行されておりました、それぞれ制度内容の異なるものにつきまして、市民サービスの低下をきたさないよう調整を図り、市民の権利及び利益の保護、または権利の制限、もしくは義務を課するため、合併時において即時施行が必要な条例を制定したものであります。

なお、詳細につきましては、この後、所管の課長が説明をいたします。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

議案第1号に関連し、主な条例についての概要を説明させていただきます。

3ページをお願いいたします。

糸魚川市役所の位置を定める条例は、地方自治法の規定に基づき、糸魚川市役所の位置を、糸魚川市一の宮1丁目2番5号と定めたものであります。

4ページ、糸魚川市の休日を定める条例は、地方自治法の規定に基づき、市の休日その他必要な事項を定めたもので、市の休日は旧市町時と同じものであります。

5ページ、糸魚川市公告式条例は、地方自治法の規定に基づき、条例の公布にあたり必要な事項を定めたもので、条例の公布は糸魚川市役所、能生支所及び青海支所のそれぞれの庁舎内にあります掲示場に掲示し、行うこととしております。

7ページ、糸魚川市の設置に伴う糸魚川市の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例は、設置選挙に限り公職選挙法第15条第6項の規定に基づき、選挙区の設置及び議員の数を定めたものであります。

9ページ、糸魚川市議会政務調査費の交付に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、議会における会派に対して政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めたもので、政務調査費は議員1人当たり月額1万7,000円を交付することといたしております。

11ページ、糸魚川市行政組織条例は、地方自治法の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させ、あわせて必要な行政な機関を設けるため、同法に規定する内部組織として総務課ほか9課の設置と、分掌事務を定めたものであります。

14ページ、糸魚川市支所設置条例は、地方自治法の規定に基づき、旧能生町を所管区域とし能生支所を、旧青海町を所管区域とし青海支所を設置することを定めたものであります。

15ページ、糸魚川市行政改革推進委員会条例は、地方自治法の規定に基づき、糸魚川市行政改

革推進委員会の設置をはじめ運営に必要な事項を定めたもので、第3条では、委員会の委員を15人以内とすることを定めております。

17ページ、糸魚川市総合計画審議会条例は、地方自治法の規定に基づき、総合計画策定に際し調査及び審議いただくための機関としての総合計画審議会設置に関する条例であります。これまでは、旧糸魚川市では必要の都度条例を制定し、審議会を設置してきたところであり、市町合併時には旧糸魚川市には条例がなかったことから、旧2町の条例を引用して制定したものであります。

なお、第3条の市議会委員には、これまで旧2町では町議会議員が委員として参画いただいております。旧糸魚川市では市議会の申し出により参画いただいておりますませんでしたことから、本条例では市議会議員に参画いただくこととなっております。

市議会議員の委員としての参画については、先般開催されました市議会代表者会議において、市議会議員の委員会参画について協議され、参画しない方向での集約をいただいたことから、6月の市議会定例会へ委員構成のうち市議会議員の条項を削除する条例の一部改正を提案する予定としております。

73ページ、糸魚川市監査委員条例は、地方自治法の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めたもので、旧糸魚川市の条例をほとんどそのまま引用して制定しております。

第2条の監査委員の定数については、地方自治法第195条第2項の規定により、政令指定都市でない市は3人または2人と定めており、人口5万人規模の近隣他市の例等を参考にし、2人と定めております。

75ページ、糸魚川市公平委員会設置条例は、公平委員会設置に関する条例であります。

公平委員会事務は旧能生町、旧青海町が、新潟県市町村総合事務組合に委託していた関係で、公平委員会を単独で設置していなかったため、旧糸魚川市の条例をそのまま引用して制定したものであります。

公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により条例で必置とされており、委員定数は同法第9条第1項の規定で3人と定められております。

76ページ、糸魚川市固定資産評価審査委員会条例は、地方税法の規定に基づき、評価審査委員会の審査の手續、記録の保存、その他審査に関する必要な事項を定めたもので、旧市町の条例がほとんど同じでありましたので、そのまま引用して制定したものであります。

委員の数は地方税法第423条第2項の規定で3人以上と定められており、他市の例等を参考にし、3人と定めております。

81ページ、糸魚川市職員定数条例は一般職の職員の定数を定めたもので、合併協議会の中でもご論議いただいた経過をまとめたものでありまして、市長事務部局445人、議会事務部局5人、教育委員会事務部局95人、消防事務部局93人、水道ガス事業部局42人等で、合計690人と定めております。

151ページ、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員の給与に関する事項を、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律に準じて定めたものであります。

217ページ、糸魚川市特別会計条例は、新市において設置する特別会計について定めたものであります。旧市町には総数で20本の特別会計がございましたが、新市では8本の特別会計となっております。

おります。

なお、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計は、それぞれの関係法により設置されることとなります。

346ページ、糸魚川市手数料条例は、新市の手数料徴収に関して別に定めのあるものを除いて定めたものであります。

条例は旧糸魚川市の条例を基本に、旧広域行政組合の手数料に関する条項を含めて制定したものであります。

366ページ、糸魚川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例は、新市において議会の議決に付さなければならない契約、及び財産の取得または処分に関して定めたものであります。議会の議決に付さなければならない契約等は、旧市町での基準となる金額等が異なっていたことから、旧糸魚川市の条例をそのまま引用し、制定したものであります。

377ページ、糸魚川市基金条例は、新市において設置する基金を定めたものであります。

旧市町では、総数34本の基金条例で基金の設置を定めておりましたが、1本の基金条例にまとめ、第2条でそれぞれの目的による22本の基金の設置を定めております。

396ページ、糸魚川市社会教育委員条例は、社会教育委員の定数を15人とし、選出分野、任期を定めたものであります。

なお、合併前は旧糸魚川市15人、旧能生町8人、旧青海町7人の定数でありました。

411ページ、糸魚川市公民館条例は、社会教育法第24条の規定に基づき、中央公民館及び地区公民館30館の設置、使用料等について定めたものであります。

地区公民館は、旧1市2町の地区公民館をそのまま新市に引き継いだもので、糸魚川地域に10館、能生地域に4館、青海地域に16館という構成となっております。

417ページ、糸魚川市生涯学習センター条例は、旧青海町民会館を青海生涯学習センターに名称を変更し、設置したものであります。

条例内容は、旧青海町民会館条例の内容を引用し、施設の名称、位置及び使用料等を定めております。

423ページ、糸魚川市青少年問題協議会条例は、地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき、協議会における事務等必要な事項を定めたもので、第3条で、委員会定数を16名以内と定めております。

472ページ、糸魚川市農業委員会の選挙における委員の定数条例、及び473ページ、糸魚川市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例は、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員会の選挙による委員の定数を25人と定めたものであります。

また、選挙区の設定に関する条例では、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農業委員会の選挙による委員における選挙区及び各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、第1選挙区は旧糸魚川市及び旧青海町の区域で16人、第2選挙区は旧能生町の区域で9人と定めたものであります。

563ページ、糸魚川市スキー場等条例は、能生地域にありますシャルマン火打スキー場及びグリーンメッセ能生の施設設置条例で、設置目的、管理委託、利用料金等を定めており、施設の管理は第三セクター火打山麓振興株式会社に委託するものであります。

なお、糸魚川地域にありますシーサイドバレースキー場は、土地及び建物等の市有財産について、市と株式会社糸魚川シーサイドバレーとの間で使用賃借契約を締結し、運営については、株式会社糸魚川シーサイドバレーの経営となっております。

572ページ、糸魚川市福祉事務所設置条例は、社会福祉法第14条第1項の規定に基づき、福祉に関する事務所を設置するもので、事務所の名称、位置及び所掌事務を定めております。

なお、旧能生町、旧青海町についての福祉に関する事務については、法の定めにより新潟県で行われていたものもあります。

634ページ、糸魚川市公害防止条例は、法令または新潟県生活環境の保全に関する条例に特別の定めのあるもののほか、公害を防止することによって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としております。

主な内容は、公害の定義を定めるほか、市、事業者、市民の責務及び事業所の届出や公害防止協定等について定めております。

682ページ、糸魚川市防災会議条例は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、糸魚川市防災会議の所掌事務及び組織等を定めたものであります。

旧糸魚川市の条例を基本に制定したもので、第3条では、防災会議委員の定数を40名以内と定めております。

684ページ、糸魚川市災害対策本部条例は、災害対策基本法第23条第7項の規定に基づき、糸魚川市災害対策本部に関する必要な事項を定めたもので、旧糸魚川市の条例を基本に制定しております。

703ページ、糸魚川市都市計画審議会条例は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、糸魚川市都市計画審議会を設置し、審議会に関する必要な事項を定めたもので、第3条で、審議会の委員は14名と定めております。

819ページ、糸魚川市水道事業及びガス事業の設置に関する条例は、地方公営企業法の規定に基づき公営企業の設置に関する必要な事項を定めたもので、これまでの1市2町で定めていた条例を調整し、法を適用するにあたり基本的な事項について定めております。

823ページ、糸魚川市水道条例は、水道事業についての料金、加入料及び給水装置工事の費用の負担等の必要な事項を定めたもので、これまで旧市町が定めていた条例を調整し、制定したものであります。水道の給水区域は、糸魚川区域、能生区域及び青海区域としております。

870ページ、糸魚川市簡易水道条例は、これまで旧市町が定めていた条例を調整し、制定したものであります。

簡易水道は、糸魚川区域では6水道、能生区域では8水道、青海区域では3水道で、合併において協定事項であります利用料金については、旧市町のものを変更しないで、新市で適用するように制定しております。

878ページ、糸魚川市消防団の設置等に関する条例、及び879ページ、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例は、消防組織法第15条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び管轄区域について、及び非常勤の消防団員の定数、任免等を定めたもので、旧市町区域により糸魚川消防団、能生消防団及び青海消防団の3団体による体制とし、3団体の一体性を確保するため消防団の連合体を設置することとしております。また、団員の定数は、糸魚川消防団

550人、能生消防団320人、青海消防団320人と定めております。

以上で、概略の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

2点お伺いいたします。

1つは、公益法人等への糸魚川市職員の派遣等に関する条例、105ページから110ページとの関連であります。地方自治法第244条の2項で定める指定管理者制度との関連で、火打山麓振興株式会社等へ職員を派遣するということについての、その考え方を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

お答えいたします。

公益法人等への一般職の職員の派遣につきましては、法の定めに基づき、契約等を交わしながら実際行っているわけではありますが、基本的な考え方は、公益法人等の業務の円滑な実施の確保を通して、地域振興、住民の生活向上等に関する地方自治体の施策の推進が図られることを目的とし、職員の派遣をしているものであります。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

指定管理者制度については、私は公共性の放棄、あるいは働いている人たちの労働条件の悪化等いろいろと問題があると思うんですが、当市の財政推計で10年後には3分の2の財政規模になるという中で、いろいろと考えていかなければいけない問題があるんでないかと。このスキー場関連、そのほかありますけれども、こういう点についても、やはりこの際、検討していく課題ではないかということで今伺ったところであります。

そういう点で、この先もこういうふうなやり方でやっていかれるのかどうか。この3年間という期限が区切られている中で、検討していく考えはないかどうかという点。

それから、もう1点は337ページの糸魚川市基金条例。見ておりますとばらばらなような気がするんですが、この基金についての考え方を伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

行政自治体が事業を進めるにあたりまして、いろんな仕事があるわけでありまして、その中で今ほど新保議員から質問がありましたいろんな施設の管理、あるいは事業等について、点検をするものも当然出てくるというふうに思っています。今現在の考えでは行政改革の推進、委員会条例に沿いまして大綱等を定めて、一つ一つの事業の見直しをしながら内容の検討をしていきたいという考えでありますので、今すぐこれをどうするかということではなく、それぞれ1市2町が合併したわけでありまして、その当時のいきさつ、あるいはその施設の本来の目的があるわけですので、それを見きわめながら検討し、また議会等にもお諮りをしていきたい考えで、進めてまいりたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

荻野財政課長。〔財政課長 荻野 修君登壇〕

財政課長（荻野 修君）

指定管理者制度につきましては、先ほど総務課長が触れたとおりでございますけれども、15年9月から施行になっておりまして、18年9月という期限が示されております。今まで合併途上でございました。今度新市になりましたから、これにつきまして検討を加えていかなきゃならないということでは、今、新保議員ご指摘のとおり、この期限までにいろんな形で、公共施設等を含めて検討していかなきゃならないと思っております。

それからもう1点、基金につきましては合併協定で、財産、債務の取り扱いということで協定がなされております。大きな前提といたしましては、3市町の財産、債務は新市に引き継ぐという基本のもとに、基金につきましては、1つには財政調整基金については、各市町の平成16年度標準財政規模の5%に相当する基金額を持ち寄る。2つ目には減債基金については、交付税措置残金と各市町の平成15年度末普通会計に属する起債残高のうち、交付税措置を除く実質残高の7%に相当する基金額を持ち寄ると。こういうことの基本のもとに、これに基づいて基金対応したものでございますし、3つ目の特定目的基金は、合併後10年間、設置目的に従って使用するということがございますが、これにつきましては、今後の遵守事項と考えております。

以上でございます。

議長（松尾徹郎君）

よろしいですか。

29番（新保峰孝君）

はい、終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

81ページの糸魚川市職員定数条例についてお尋ねいたします。

先ほど市長の議案第1号についての提案説明の中で、市民サービスの低下につながらないようにということではありますが、これは当然でありますけれども、別表における市職員の定数は合計690名であります。附則として、この条例は平成17年3月19日から施行するというふうで、合併時における職員定数を上回っているのではないかとと思いますが、まず、この定数条例の基礎となった定数の算定ですね。どういう点でこういうふうな690名の合計、ここの主だった大きなところの数字、つまり市長事務部局の職員等、ここが一番大きいわけですが、一番大きいところだけでよろしいかと思いますが、まず、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

本間総務課長。〔総務課長 本間政一君登壇〕

総務課長（本間政一君）

この定数条例につきましては、合併時における1市2町広域行政組合の職員の数を参考にし、論議をする中で定めたものであります。合併後3月19日でありましたので、その時点で退職をしたり、3月31日で退職した方もおられますので、若干数字的なものがずれておると思いますが、16年4月1日現在の職員数が684名でありました。この数字をもとに、それぞれ1市2町で調整をし、690人と定めたものであります。1市2町が合併する前の現行定数は775名でありましたので、約80人ほど少なくなっておりますが、あくまでもこれは定数を定めたものでありますので、実際の17年4月1日現在の職員数は664名となっておりますので、この数字をもとに、今後、市の人事管理、あるいは財政に与える影響等を見きわめながら進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

これまでの合併における法定協議会、任意協議会を通して、私ども議会側の定数については十分論議され、ある意味で合併本来の目的の財政問題のところ定数が30となった経緯がございますが、まさに言葉を言いかえれば、議員のリストラというふうにも置きかえられるかと思えます。

この職員の定数については、今、総務課長の答弁では、現行これでスタートするというところでありますので、これは是としていかなければいけないかなとは思いますが、厳しい財政の現状の中で、やはり市民の議会も含めた市行政全体に対する目も注がれている中で、やはり定数条例については議会側ともども厳しい姿勢で臨んでほしいと思います。

あえてこの場で申し上げたいのは、定数についてのこれは条例ですから、このとおり施行されていくわけですが、定数以外に臨時職員ですね、旧市町でも臨時職員ということの扱いで、かなりの方が採用されていたかと思いますが、私の調査では合併後、つまり3月19日以降も、臨時として市に採用されている方がいるのではないかというふうな市民の連絡がございましたが、直接定数条例では関係がございませんけれども、臨時職員に対する基本的な考えはいかがなのかと、この場で質問いたします。

議長（松尾徹郎君）

条例についてですので、臨時の職員のことについては控えていただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

鈴木議員。

19番（鈴木勢子君）

了解しました。

定数については、先ほど是とするというふうに私も申し上げましたけども、やはりこの定数を抑えて臨時職員を大幅に採用するというのであれば、またこれは市民の立場からした私たち議会側もいがかかなと思って、あえて今質問したわけですけれども、条例についてだけということですので、了解いたしました。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、専決処分（糸魚川市役所の位置を定める条例ほか194の条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3．議案第2号

議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第2号は、糸魚川・青海・能生土地開発公社定款の一部を改正する定款についての専決処分の報告でありまして、設立団体の合併に伴い、糸魚川・青海・能生土地開発公社の定款について公社の名称等の変更を行ったものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号、専決処分（糸魚川・青海・能生土地開発公社定款の一部改正）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4．議案第3号、議案第7号から同第9号まで、
議案第19号

議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第3号、議案第7号から同第9号まで、議案第19号についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第3号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の報告でありまして、市町村合併により平成17年3月20日限りで組合から新津市等が脱退することとするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これらに伴って規約の変更を行うこととしたものであります。

議案第7号は、上越地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上越地方広域事務組合規約の変更についての専決処分の報告でありまして、市町村合併により平成17年3月31日限りで組合から松代町等が脱退するとともに、平成17年4月1日から新井市が妙高市に市名を変更することとするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これらに伴って規約の変更を行うこととしたものであります。

議案第8号は、上越地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての専決処分の報告でありまして、平成17年3月31日限りで組合から脱退した松代町及び松之山町と組合との財産処分を関係地方公共団体の協議の上、定めることとしたものであります。

次に、議案第9号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の報告でありまして、市町村合併により平成17年3月31日限りで組合から中之島町等が脱退し、また、平成17年4月1日から十日町市等が組合を脱退し、新たに十日町市及び阿賀町が加入することとするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これらに伴って規約の変更を行うこととしたものであります。

議案第19号は、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての専決処分の報告でありまして、市町村合併により平成17年4月30日限りで組合から加治川村等が脱退し、また、平成17年5月1日から三条市等が組合を脱退し、新たに三条市が加入することとするため、組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これらに伴って規約の変更を行うものとしたものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、専決処分（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第7号、専決処分（上越地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び上越地方広域事務組合同約の変更）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第8号、専決処分（上越地方広域事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第9号、専決処分（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同約の変更）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第19号、専決処分（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5．議案第4号及び同第6号

議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第4号及び同第6号についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第4号は、上越地区広域視聴覚教育協議会への加入及び上越地区広域視聴覚教育協議会規約についての専決処分の報告でありまして、平成17年3月19日から新たに当市が協議会に加入することといたしたため、これに伴って規約を定めることといたしたものであります。

次に、議案第6号は、上越地区広域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更についての専決処分の報告でありまして、市町村合併により平成17年3月31日限りで協議会から松代町等が脱退するとともに、平成17年4月1日から新井市が妙高市に市名を変更するため協議会を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って規約の変更を行うこととしたものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号、専決処分（上越地区広域視聴覚教育協議会への加入及び上越地区広域視聴覚教育協議会規約）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第6号、専決処分（上越地区広域視聴覚教育協議会を組織する地方公共団体の数の減少及び上越地区広域視聴覚教育協議会規約の変更）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

+

日程第6．議案第5号

議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第5号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第5号は、指定金融機関の指定についての専決処分の報告であります。

糸魚川市の設置に伴い市の公金を収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行を交代制で指定金融機関として指定を行うものであります。

指定金融機関の指定につきましては、合併後の出納事務を円滑に進めるため、旧市町での指定状況を勘案しながら、協議、調整をした結果について合併時に即時施行が必要なため、専決をさせて

いただいたものであります。

なお、交代の期間は2年間でありますが、旧市町での例及び当該金融機関との協議により、最初の期間については平成17年3月19日から平成18年7月31日までとし、以後2年交代としたものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号、専決処分（糸魚川市指定金融機関の指定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7．議案第10号から同第17号まで、議案第20号

議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第10号から同第17号まで、議案第20号についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第10号から第17号まで、及び議案第20号の9件は、新市設置後に生じた条例に係る事項につきまして、それぞれ一部改正の専決処分をしたものであります。

まず、議案第10号は、市立小学校及び中学校設置条例の一部改正の専決処分の報告でありまして、中早川小学校、北西海小学校、南西海小学校及び歌外波小学校の閉校に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第11号は、市立小学校及び中学校施設使用条例の一部改正の専決処分の報告でありまして、中早川小学校、北西海小学校、南西海小学校及び歌外波小学校の閉校に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第12号は、市税条例の一部改正の専決処分の報告であります。

平成17年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正によるものであります。

主な改正点は、所得額が125万円以下で65歳以上の方の個人住民税の非課税措置の廃止に伴う廃止、長期避難指示等に係る被害住宅用地に対する特例措置の追加に伴う被害住宅用地の申請等に係る改正、特定口座で管理している株式が、発行会社の倒産等で株式としての価値を失った場合の課税の特例が創設されたことに伴う改正などであります。

なお、詳細につきましてはこの後、所管の課長が説明をいたします。

議案第13号は、都市計画税条例の一部改正の専決処分の報告であります。

地方税法の改正に伴う引用条項を整理したものであります。

次に、議案第14号は、職員の旅費に関する条例の一部改正の専決処分の報告であります。

平成17年4月1日に静岡市が政令指定都市となりましたことから、所要の改正を行ったものであります。

議案第15号は、市立へき地保育所条例の一部改正の専決処分の報告であります。

上早川保育所の閉所に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第16号は、文化財保護条例の一部改正の専決処分の報告であります。

文化財保護法の改正に伴い、文化財として保護する対象が新たに加えられておりますので、市条例の保護の対象となる文化財の定義を変更するため、所要の改正を行ったものであります。

議案第17号は、シルバーワークプラザ条例及び多目的交流センター条例の一部改正の専決処分の報告であります。

糸魚川地域シルバー人材センターの名称変更に伴い、所要の改正を行ったものであります。

議案第20号は、予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正の専決処分の報告であります。

糸魚川市西頸城医師会の名称変更に伴い、所要の改正を行ったものであります。

以上であります。ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

田上市民課長。〔市民課長 田上正一君登壇〕

市民課長（田上正一君）

議案第12号、糸魚川市市税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

この市税条例の改正につきましては、ただいま市長からご説明がございましたが、地方税法等の一部改正に伴うものでございまして、他市町村と同様の改正を行うものでございます。

それでは3ページから改正文に沿って、主な条文についてのみご説明をさせていただきます。

第13条第1項の改正につきましては、個人住民税の非課税の範囲の規定中、前年の合計所得が125万円以下で、65歳以上の者について非課税措置を廃止する法の改正がされたことに伴いまして、当該の文言を削除するものでございます。

本文の上から4行目、49条の3第2項、及び中ほどからの60条の2の関係につきましては、震災、風水害等における長期の避難指示等に係ります被災住宅用地に対する特例措置が追加されたことに伴いまして、固定資産税に係る按分の申し出や被災住宅用地の申告に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

下から6行目の附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係ります市民税の課税の特例について適用期間を3年間延長し、平成21年度までとする改正でございます。

次の附則第10条の3関係の改正につきましては、阪神・淡路大震災に係ります代替家屋の固定資産税の特例の改正に伴いまして法施行規則との項ずれの改正、及び代替家屋の固定資産税の特例を延長する改正であります。

4ページ、お願いします。

上から4行目からの附則第19条関係の第1項、第2項の削除、及び附則第19条の2に改めることによる項ずれの改正規定で、第2項の削除につきましては、公開株式に係ります譲渡所得の課税の特例廃止に伴うもの。第3項から第5項の改正につきましては、第2項の削除に伴います項ずれの改正であります。

中ほどからやや下になりますけれども、そこから10ページの13行目までの附則第19条の次に附則第19条の2として加えられる規定につきましては、証券会社に一定の要件を満たす口座内の株式が、発行会社の破綻等で上場株式等に該当しなくなり株式としての価値を失った場合、株式の譲渡所得とみなす特例が創設されたことに伴いまして、第1項から第3項に、特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について規定したものでございます。

中ほど、19条の2の5の後段、第7項につきましては、特定中小企業が発行した株式に係る課税の特例の適用期間を延長する改正。

第8項の削除につきましては、公開株式に係る譲渡所得の特例の廃止に伴う読み替え規定を削除するもの。

第2項、第4項、第9項につきましては、条及び項ずれの改正を行うものでございます。

改正条例につきましては、施行期日を平成17年4月1日、ただし書きの条につきましては、平成18年1月1日とする旨を規定しております。

また、6ページから7ページの第2条関係、及び第3条につきましては、市民税の経過措置を第1項から第9項に規定しておりますし、固定資産税に係ります経過措置をそれぞれ定めたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号、専決処分（糸魚川市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第11号、専決処分（糸魚川市立小学校及び中学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第12号、専決処分（糸魚川市市税条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第13号、専決処分（糸魚川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第14号、専決処分（糸魚川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第15号、専決処分（糸魚川市立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第16号、専決処分（糸魚川市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第17号、専決処分（糸魚川市シルバーワークプラザ条例及び糸魚川市多目的交流センター条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第20号、専決処分（糸魚川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

+

日程第 8 . 議案第 1 8 号

議長（松尾徹郎君）

日程第 8、議案第 1 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第 1 8 号は、損害賠償額の決定及び和解について専決処分の報告であります。

平成 1 7 年 3 月 1 4 日午前 8 時 1 5 分ごろ、旧青海町大字上路地内において旧青海町スクールバスが雪のためスリップし、相手の車両側面に衝突した物損事故に関して相手方と早期に和解をいたしたいため、専決処分によりその損害賠償額を決定し、和解を行ったものであります。

以上であります。ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

2 1 番（古畑浩一君）

ただいまの議案に説明に対しまして、ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っております。

スリップしたため相手側の物損に対して支払ったものであると、えらく簡単な議案説明でありましたが、これは時間的にみて、このスクールバスにはお子さん等が乗ったんじゃないですか。

それから一方的に、相手が止まっていた車にぶつけたから発生した物損事故なんですか。これは 3 2 万 5 , 0 0 0 円という、結構大きい事故じゃないですか。その辺、全く責任の問題ですか、そういったことが語られておりませんが、これは専決処分といっても、今まで話し合われてきた内容とはまた違うことですから、これはしっかりと説明する義務があるんじゃないですか。もう少し内容につきましてお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えを申し上げます。

この事故でございますが、1 点目の子供が乗っておったかという点でございますが、市振保育所

の園児1名が同乗しておりました。それで、この子供に対してのけがとか、そういうことはございませんでした。物損のみでございました。

それから相手方との事故の状況でございますが、相手方が停車をしておるということで、そこにこのスクールバスが走ってまいりまして、相手方の車を発見しブレーキを踏んだけれども、雪のためスリップをして車両の側面に衝突をしたというものでございます。

それで損害額でございますが、確かにこの額の内容につきましては、板金、塗装等の修繕費が主なものでございまして、その運転席側の側面が、ほぼ全面にわたって傷を負ったり、あるいはへこんだりという状況でございましたので、その板金、塗装代で30万円でございます。それから、その修繕の間の代車費用として10日間見込んでおりました、それが2万5,000円ということで32万5,000円で損害賠償について和解をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

これも相手方との示談も成立したということに対して損害賠償を支払いたいと、和解のためという、そこはいいでしょう。ただ、今までの話の中においても、停車している車に対して全損でぶつけるほどの事故になったということについては、やはりこちらが100%悪いという考え方ですよ。これもスクールバスという、お子様にはけががなかったようですが、やっぱり子供の生命を守らんなんというひとつの大事な公的な交通機関だと思えるんですよ。それに対しましても、例えば今の場合でも再発防止に対して、教育委員会としてはこのような指導を行ったとか、また、事故の要因としましてはタイヤがスリップしたんだから、そのタイヤが減ってたのかどうなのか知りませんが、そういったことに対して車両の点検等、再発防止に対しましては、こうやりましたという話はないんですか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

黒坂教育総務課長。〔教育委員会教育総務課長 黒坂系夫君登壇〕

教育委員会教育総務課長（黒坂系夫君）

お答えをいたします。

車両の点検はさせていただいておりますし、この運転員でございますが、シルバー人材センターに委託でございます。それで私どもも過去の話をお聞きをしますと、前にも事故があったという運転された方ございまして、早速、運転員の交代を申し入れまして、現在は違う方に運転をいただいておりますし、シルバー人材センターに対しても安全運転を、さらに強く申し入れをいたしております。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

じゃあこれでやめますが、せんだっての保育園児の遠足中の石のけがで、ちょっと大きなけがになったり、保育士の方が大きなけがを負ったりもしています。そういったことで、外部委託の方で運転手をお願いするという部分についての危険性、また、こういった一朝事故があった場合に、教育委員会のやっぱり速やかな対処の仕方。今聞けば、ちゃんと事後のこともやっつけていらっしやるようなんです、それは専決処分といえども議会議員の皆様には少し丁寧に説明をして、今ほどの答弁で結構ですが、再発防止等に努めたということまでしっかりと報告をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号、専決処分（損害賠償額の決定及び和解）の報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9．議案第21号

議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第21号、助役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第21号は、助役の選任についてであります。

糸魚川市設置から現在まで不在となっております助役に栗林雅博さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

無記名投票でお願いしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ただいま新保議員より、無記名投票という要求がございましたので、無記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔「休憩してください」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。20分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時20分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き再開いたします。

議案第21号、助役の選任についてを無記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員は29名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

失礼いたしました。出席議員は30名であります。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成の議員は「賛成」と、反対の議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により反対とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それではお呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井

澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、甲村 聡議員、3番、渡辺重雄議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、甲村 聡議員、3番、渡辺重雄議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 開議

議長（松尾徹郎君）

再開いたします。

開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、そのうち有効投票28票、無効投票1票。

有効投票中、賛成23票、反対5票、うち白票1票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第21号、助役の選任については可決することに決しました。

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前 11 時 34 分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き再開いたします。

ただいま同意されました栗林雅博氏が発言を求められておりますので、この際これを許します。

栗林雅博さん。〔栗林雅博君 登壇〕

（栗林雅博君）

ただいま助役としてご承認をいただきました栗林でございます。

皆さんの貴重な時間をいただきまして、ごあいさつの機会を設けさせていただきましてありがとうございます。

過日、米田市長さんから助役職の要請がございまして、新糸魚川市の課題を考えましたときに戸惑いと迷いで、大変な失礼なことと存じましたけれども即答できなく、しばらく時間をいただきまして熟慮の末、微力ではございますが、米田市長の要請をお受けした次第でございます。

本日で新生糸魚川市も満2カ月となりましたが、新市が取り組むべき課題はたくさんございます。市民の幸せを目指す米田市政の実現に向けまして、全力を挙げて市長の意向に添えるよう努力してまいり所存でございます。

今後ますます厳しくなる自治体の運営の中で、新市の発展に向けて議員の皆様方からもご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手〕

日程第10．議案第22号

議長（松尾徹郎君）

日程第10、議案第22号、収入役の選任についてを議題といたします。

〔「議事進行」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

これ1点ご確認をさせていただきたいと思うわけではありますが、栗林助役の就任、これ提案理由の中では、平成17年5月20日付で選任をしたいと。本日は19日ではありますが、これは間違いないんですか。提案理由では、これは残念ながらあすからになっております。ここに座られるということは、きょうからやらんらんわけです。それならこれ5月19日にせんらんです。これ私の解釈はおかしいでしょうか、ご回答いただきたい。

議長（松尾徹郎君）

私の方からご説明いたしますが、実はその件につきましても会議前に打ち合わせをさせていただきました。助役がここにおられても、特段、助役に対する質疑等々の関係がございませんので、皆様のご同意を得られれば。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

基本的には、例えば参考人招致であるとか、ひとつの。ただですよ、助役になられるであろう方が、ここに傍聴として座るという規定は糸魚川議会にはないですな。これはちゃんとやるんなら、ちゃんとしっかりとしてやっていただきたい、これスタートですから。これは栗林さんにはご退席をいただいて、ひとつあしたから頑張ってくださいと。どうしても傍聴したいというなら、ひとつ後ろの方でやっていただければいかがですか。

ねえ、市長さん。しっかりここには20日と書いてあるものでありますから、筋は筋で我々議会としても通したいと思っておりますので。議長のお言葉ではございますが、これはそうされた方がよろしいんじゃないかなと思っております。どうぞ休憩をとって協議されても結構ですが、私はそのように考えますので、お願いをいたします。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

ただいま古畑議員から提案がございました。

そのようにいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

+

午前11時41分 開議

議長（松尾徹郎君）

再開いたします。

日程第10、議案第22号、収入役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第22号は、収入役の選任についてであります。

糸魚川市設置から現在まで不在となっております収入役に倉又孝好さんを選任申し上げたく、議会の同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、これに同意することに、

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

無記名投票でお願いします。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

22番（五十嵐健一郎君）

記名投票でお願いします。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時46分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き再開いたします。

ただいま記名投票と無記名投票の要求が同時にあったものとみなします。

したがいまして、会議規則第71条第2項の規定により、投票をいずれの方法によるかを無記名投票で採決いたします。

まず、無記名投票によるべきとの要求についてを採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員は30人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

無記名投票によることを可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

それではお呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上です。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き再開いたします。

投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、うち有効投票29票。

有効投票中、賛成5票、反対24票、うち白票1票です。

以上のとおり賛成少数であります。

よって、無記名投票で行うことは否決されました。

よって、議案第22号、収入役の選任を記名投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員は30名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成の議員は「白票」を、反対の議員は「青票」を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

開票の結果を報告いたします。

投票総数29票、うち白票28票、青票1票。

以上のおりであります。

よって、議案第22号、収入役の選任については同意することに決しました。

投票用紙回収のため暫時休憩いたします。

+

+

午後0時05分 休憩

午後0時06分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま同意されました倉又孝好さんから発言を求められておりますので、この際これを許します。

倉又孝好さん。〔倉又孝好君 登壇〕

（倉又孝好君）

ごあいさつを申し上げます。

今ほどは私の収入役選任についてご同意をいただき、まことにありがとうございました。

正直申し上げまして、市長よりこの話をお聞きしたとき驚きました。私でいいのかなと思いましたが、しかし、ただいま議員の皆様から同意をいただき、身が引き締まる思いでございます。誠心誠意、収入役の職務を務めさせていただこうと思っております。

市民から預かった税金や交付金を安全に管理することはもちろんでありますけれども、資金の有効活用についても意を注いでまいりたいと思います。そして会計という仕事を通して職員が働きやすい環境づくりを考えながら、皆さんと一緒に育ち合っていきたいというふうに思います。

私は行政という仕事が好きです。これからも夢を持ってこの仕事に励んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

〔拍手〕

議長（松尾徹郎君）

ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 開議

議長（松尾徹郎君）

午前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたします。

午後1時02分 休憩

午後1時11分 開議

議長（松尾徹郎君）

再開いたします。

+

これより議会運営委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 0 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 開議

議長（松尾徹郎君）

再開いたします。

今ほど議会運営委員会が開かれましたので、その結果の報告を議会運営委員長の方からお願いいたします。

大矢議会運営委員長。〔25番 大矢 弘君登壇〕

25番（大矢 弘君）

私の方から、ただいま開きました議会運営委員会の経過について報告いたします。

午前中、議案第22号、人事案件の件でいろいろありましたが、そのときに「無記名投票」という発言と、その後に「記名投票」という発言がございました。それで議長の判断で、無記名投票の方の可否をさきにとらせていただいて、その後、すぐ記名投票という形で入らせていただきました。

それが間違いだということに気がつきまして、本来でありますと無記名の可否が終わった後に、また記名投票という声があった、記名投票の方の可否を取ってから記名投票に入るという、そういう作業があるわけですが、それを記名投票の方の可否を取らなかったということで、間違いが生じたということで、確認のために議会運営委員会を今開かさせていただきました。午前中の問題については、そのようなことをご理解をいただきたいということでありますので、以上、報告を終わります。

〔「結果は」と呼ぶものあり〕

25番（大矢 弘君）

午前中の結果については、そのとおりでいきたいということで、今、議会運営委員会で確認をさせていただきます。

以上です。

議長（松尾徹郎君）

今ほど議会運営委員長より報告がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

異議なしと認めます。

日程第11．議案第23号から同第27号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第11、議案第23号から同第27号まで、教育委員会委員の任命についてを一括議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第23号から議案第27号までは教育委員会委員の任命についてであります。

去る3月19日に臨時に任命された教育委員会委員の任期が、本会議の会期末までとなっておりますことから、新たに委員の任命を申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

委員には、議案第23号では川原敏光さん、議案第24号では土山正夫さん、議案第25号では渡邊槇江さん、議案第26号では建部 猛さん、議案第27号では小松敏彦さんの5名を任命申し上げたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

議案第23号、教育委員会委員の任命について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第24号、教育委員会委員の任命について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第25号、教育委員会委員の任命について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第26号、教育委員会委員の任命について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第27号、教育委員会委員の任命について同意することにご異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

無記名投票でお願いしたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

21番（古畑浩一君）

記名投票でお願いします。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ただいま記名投票と無記名投票の要求が同時にあったものとみなします。

したがって、会議規則第71条第2項の規定により、投票をいずれの方法によるかを無記名投票で採決いたします。

まず、記名投票によるべきとの要求についてを採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は30人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

+

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

記名投票によることを可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、11番、保坂良一議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、そのうち有効投票29票、無効0票。

有効投票中、賛成 23 票、反対 6 票、うち白票 1 票です。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、記名投票で行うことは可決されました。

ただいま記名投票が可決されましたので、引き続き会議規則第 71 条第 2 項の規定により、記名投票により議案第 27 号、教育委員会委員の任命について採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は 30 名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は「白票」を、否とする議員は「青票」を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1 番、甲村 聡議員、2 番、保坂 悟議員、3 番、渡辺重雄議員、4 番、中村 実議員、5 番、大滝 豊議員、6 番、平野久樹議員、7 番、笠原幸江議員、8 番、田原 実議員、9 番、五十嵐哲夫議員、11 番、保坂良一議員、12 番、高澤 公議員、13 番、倉又 稔議員、14 番、久保田長門議員、15 番、樋口英一議員、16 番、斉藤伸一議員、17 番、伊藤文博議員、18 番、伊井澤一郎議員、19 番、鈴木勢子議員、20 番、猪又好郎議員、21 番、古畑浩一議員、22 番、五十嵐健一郎議員、23 番、山田 悟議員、24 番、池亀宇太郎議員、25 番、大矢 弘議員、26 番、畑野久一議員、27 番、野本信行議員、28 番、関原一郎議員、29 番、新保峰孝議員、30 番、松田 昇議員。

以上です。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

+

+

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数29票、無効投票0票。

有効投票中、白票27票、青票2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第27号、教育委員会委員の任命については可決されました。

投票用紙回収のため暫時休憩いたします。

+

午後1時57分 休憩

+

午後1時59分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第12．議案第28号

議長（松尾徹郎君）

日程第12、議案第28号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第28号は、監査委員の選任についてであります。

糸魚川市設置から現在まで不在となっておりました監査委員に弓矢隆仁氏を選任申し上げたく、

+

議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

議案第28号、監査委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

日程第13．議案第29号

議長（松尾徹郎君）

日程第13、議案第29号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条第2項の規定により、保坂良一議員の退席を求めます。

〔11番 保坂良一君退席〕

議長（松尾徹郎君）

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第29号は、監査委員の選任についてであります。

糸魚川市設置から現在まで不在となっております監査委員に保坂良一氏を選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

議案第29号、監査委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

新保議員。

29番（新保峰孝君）

無記名投票でお願いしたいと思ひます。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

五十嵐議員。

21番（古畑浩一君）

記名投票でお願いします。

〔「賛成」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ただいま記名投票と無記名投票の要求が同時にあったものとみなします。

したがいまして、会議規則第71条第2項の規定により、投票をいずれの方法によるかを無記名投票で採決いたします。

まず、記名投票によるべきとの要求についてを採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員数は29人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

記名投票によることを可とする議員は「賛成」と、否とする議員は「反対」と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

これより開票を行います。

+

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数28票、有効投票28票、無効0票。

有効投票中、賛成24票、反対4票。

以上のとおりであります。

よって、本採決は記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（松尾徹郎君）

ただいまの出席議員は28名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（松尾徹郎君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする議員は「白票」を、否とする議員は「青票」を点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長。

事務局長（霜越東雄君）

では、お呼び申し上げます。

1番、甲村 聡議員、2番、保坂 悟議員、3番、渡辺重雄議員、4番、中村 実議員、5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員、7番、笠原幸江議員、8番、田原 実議員、9番、五十嵐哲夫議員、12番、高澤 公議員、13番、倉又 稔議員、14番、久保田長門議員、15番、樋口英一議員、16番、斉藤伸一議員、17番、伊藤文博議員、18番、伊井澤一郎議員、19番、鈴木勢子議員、20番、猪又好郎議員、21番、古畑浩一議員、22番、五十嵐健一郎議員、23番、山田 悟議員、24番、池亀宇太郎議員、25番、大矢 弘議員、26番、畑野久一議員、27番、野本信行議員、28番、関原一郎議員、29番、新保峰孝議員、30番、松田 昇議員。

以上でございます。

〔投票〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（松尾徹郎君）

これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

〔5番、大滝 豊議員、6番、平野久樹議員 立ち会い〕

議長（松尾徹郎君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数28票、そのうち有効投票28票、無効投票0票。

有効投票中、賛成26票、反対2票。

以上のとおり賛成多数であります。

よって、議案第29号、監査委員の選任については可決されました。

保坂良一議員の退席を解きます。

〔11番 保坂良一君着席〕

議長（松尾徹郎君）

投票用紙回収のため暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時18分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解き再開いたします。

日程第14．議案第30号から同第32号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第14、議案第30号から同第32号まで、公平委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第30号から議案第32号までは、公平委員会委員の選任についてであります。

糸魚川市設置から現在まで不在になっておりました公平委員会委員を選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

委員には、議案第30号では佐藤由蔵さん、議案第31号では池原宣弘さん、議案第32号では安藤秀道さんの3名を選任申し上げたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時21分 開議

議長（松尾徹郎君）

休憩を解きます。

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

議案第30号、公平委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第31号、公平委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第32号、公平委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

日程第15．議案第33号から同第35号まで

議長（松尾徹郎君）

日程第15、議案第33号から同第35号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第33号から議案第35号までは、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありまして、新たに委員を選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

委員には、議案第33号では藤木嘉壽さん、議案第34号では室橋一男さん、議案第35号では八木幸男さん、3名を選任申し上げたくお願いしたいものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

おはかりいたします。

議案第33号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第34号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

次に、議案第35号、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案についてはこれに同意することに決しました。

以上で、本臨時会の全日程が終了いたしました。

閉会にあたり米田市長より発言を求められておりますので、この際これを許します。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

市長（米田 徹君）

市議会臨時会の閉会にあたりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、市政の行政執行の基礎となります195の条例制定をはじめとする20件の専決処分にご承認をいただき、さらには助役、収入役、各行政委員会委員の選任、または任命につきまして、それぞれご同意を賜りましたことに心からお礼申し上げます。

いよいよ新市の行政を執行する体制が整い、新しいまちづくりがスタートいたしました。私も市長として職員とともに汗をかき、知恵を絞って市民の皆様方の期待に応えられるよう、一層気を引き締めてまいり所存でございます。

議会並びに議員の皆様方におかれましては、新市初代の議長、副議長をはじめ新たな議会体制を決めてその活動を始められましたが、市政の発展と市民福祉の向上という大きな目標に向かってご

活躍されんことを、また、行政運営につきましても一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

終わりに、平成17年6月市議会定例会の招集日を、6月6日(月曜日)とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長(松尾徹郎君)

これもちまして平成17年第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

+

議 員

議 員

+

+

+

+